

静岡県

本社機能の移転・拡充 に対する支援制度

静岡県で事務所・研究所等を新增設すると
全国トップクラスの減税等が受けられます

東京23区
からの移転は
さらに優遇!

認定 タイプ

拡充型 … 地方から静岡県への移転、静岡県内での移転・拡充、起業
移転型 … 東京 23 区からの移転

拡充型

不動産取得税	減税率	95%
オフィス減税 (新築)	特別償却 or税額控除	15% 4%
(大規模上乗せ)	特別償却 or税額控除	20% 5%
(中古)	特別償却 or税額控除	10% 2%

移転型

不動産取得税		免除
事業税	3年間	免除
オフィス減税 (新築)	特別償却 or税額控除	25% 7%
(大規模上乗せ)	特別償却 or税額控除	25% 8%
(中古)	特別償却 or税額控除	15% 4%

制度利用の流れ

令和10年3月末まで

令和15年3月末まで

認定申請

県知事による
認定

着工

完成

施設供用開始

計画完了

1

認定
要件



必ず
認定後に
実施する

2

優遇
措置

完了まで毎年
実施状況
報告する

1

認定
要件

知事に対し、「地方活力向上地域」内で「特定業務施設」を整備する事業の計画（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画）を申請し、認定されてから、整備を行ってください。

主な要件は以下のとおりです。

詳しくは県HPへ



場所

地方活力向上地域

静岡県地域再生計画で定める地域



整備内容

特定業務施設の

新設、増設、購入、賃借、既存施設の用途変更

▶ 特定業務施設



事務所

部門	業務
調査・企画部門	事業・製品の企画・立案や市場調査
情報処理部門	自社のための社内業務としてシステム開発等
研究開発部門	基礎研究、応用研究、開発研究
国際事業部門	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務
情報サービス事業部門	ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、書籍の出版等
商業事業部門の一部	情報通信技術により対面以外の方法による業務を行うもの
サービス事業部門の一部	調査・企画部門等の業務の受託に関する業務を行うもの
その他管理部門	総務、経理、人事、その他の管理業務



研究所



研修所

… 研究開発・人材育成において重要な役割を担うもの
(工場内の研究施設等を含む)



従業員数

常時雇用する従業員※を5人以上増加 (中小企業者の場合は1人以上)

※ 無期雇用かつ1週間の所定労働時間が20時間以上で、新規採用者又は集中地域(首都圏、中部圏、近畿圏の一部地域)からの転勤者で特定業務施設において特定業務に従事する従業員



拡充型



移転型

東京23区

- ・ 東京23区から特定業務施設を移転
- ・ 増加従業員の過半数が東京23区からの転勤者
又は、事業開始から1年以内に東京23区からの転勤者が半数を超える場合は、期間全体では4分の1以上

- ・必ず**確定申告**を行ってください。
- ・特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設も対象^{※1}となります。

拡 充 型

移 転 型

県 税

事業税

対 象 外

免 除

【供用開始年度を含む**3年間**】

- 課税免除対象 … 課税標準額 × (特定業務施設の従業員数 / 県内の総従業員数)

不動産取得税

95%減税

免 除

- 税額 = 不動産の評価額（固定資産評価額）× 税率（建物4%、土地3%^{※4}）
- 土地の減税・免除は、取得日の翌日から**1年以内**に建物の建設に着手した場合に限る。
また、特定業務施設の水平投影面積部分が対象。

国 税（法人税・所得税）

オフィス減税

【新築】

特別償却 **15%** 又は 税額控除 **4%**

特別償却 **25%** 又は 税額控除 **7%**

【大規模上乘せ^{※5}】

特別償却 **20%** 又は 税額控除 **5%**

特別償却 **25%** 又は 税額控除 **8%**

【中古】

特別償却 **10%** 又は 税額控除 **2%**

特別償却 **15%** 又は 税額控除 **4%**

- 建物、建物附属設備、構築物の取得価格に対して適用

詳しくは税務署や労働局、ハローワークへ相談を

※1 特定業務児童福祉施設の税の優遇は不動産取得税とオフィス減税のみ

※2 法人税法・所得税法の規定に基づく、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、備品等

※3 租税特別措置法の規定に基づく、中小事業者、中小企業者、中小通算法人

例) 中小企業者…「資本金・出資金の額が1億円以下の法人(発行済株式・出資の総額の2分の1以上を同一の大規模法人が所有、もしくは総額の3分の2以上を複数の大規模法人が所有している法人を除く)」又は「資本・出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人」

※4 宅地の場合、課税標準額を2分の1とする特例措置が適用（令和9年3月31日までに取得した場合）

※5 条件はFAQのQ4参照

Q1 特定業務施設の整備に該当する用途変更とは、どのようなものですか？

①又は②の場合該当します。

①特定業務施設に該当しない既存施設（倉庫等）の改修を行い、特定業務施設となる事務所等に整備すること。

ただし、外形上明確に判別がつかぬものとし、一時的な事務作業等に用いられる場所の整備は、用途変更に該当しません。

②会議室等のスペースに事務機器を増設する等のオフィス環境を整備すること。

Q2 着工前とはどの時点ですか？

杭打ち工事や根切り工事の開始前のことです。

賃貸や購入による場合は、賃貸借（売買）契約締結前をいいます。

Q3 特定業務施設とそれ以外の業務施設が混在する場合は、どのように扱いますか？

階層単位や執務室単位、“島”単位等、具体的な業務施設の構造等を勘案し、特定業務施設となる部分を明確に区分します。特定業務施設部分が優遇措置の対象となります。

Q4 令和8年度から追加されたオフィス減税の大規模上乗せ措置の対象及び条件はどのようなものですか？また、優遇措置はどれ程ですか？

対 象		新設、増設、購入（新設）により取得されたものが対象
条件*	大企業	①取得価格の合計額が10億円以上 ②整備計画期間内に特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が60人以上 ③供用年度の終了の日においてその特定業務施設に勤務する特定雇用者の増加数が60人以上
	中小企業	①整備計画期間内に特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が20人以上 ②供用年度の終了の日においてその特定業務施設に勤務する特定雇用者の増加数が20人以上
優遇措置	拡充型	特別償却 20%又は税額控除5%
	移転型	特別償却 25%又は税額控除8%

※大企業、中小企業共にすべて条件を満たす必要あり

Q5 従業員の増加要件における、中小企業者の定義は何ですか？

「中小企業等経営強化法」に定義する中小企業者をいいます。（注）税の優遇措置での定義と異なります。

業種	資本金の額	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種に属する業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下